

# いじめ防止基本方針全体計画

(R5年度版)

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・鹿児島県いじめ防止基本方針
- ・鹿児島市いじめ防止基本方針

## 学校の教育目標

豊かな心と確かな学力をもち、心身ともに健康で、生きる力を身に付けた本名の子供を育成する。

- 学校・地域の実態
  - ・令和4年度は、いじめを1月までに20件認知し、学校全体でいじめの早期発見・未然防止に努めている。
  - ・保護者・地域のいじめ問題に対する関心も高い。
- 児童の実態
  - ・いじめに発展する可能性のある人間関係上のトラブルが少なくない。

## いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるようにする。

### 【全児童を対象としたいじめの未然防止の観点】

- ・「いじめとは何か、いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ・教職員が主体となった「居場所づくり」、児童が主体となった「絆づくり」を推進する。
- ・「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境作りが重要である。

## いじめ防止対策委員会

【兼：心の教育推進委員会】

### 【内容】

- ・本基本方針についての共通理解と年間を通じた取組等についての検討
- ・「いじめ」事案であるか、また、その解消についての認定
- ・年間活動の検証、次年度の計画作成
- ・基本方針が適切に機能しているか点検・見直し

### 【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談係、学級担任。(全教員) 必要に応じて、学校職員、学校評議員、PTA会長

## PTAとの連携

- 学級PTA
- PTA総会
- 学校いじめ防止基本方針・いじめ対策の説明
- PTA実行委員会

## 生徒指導

- 全教育活動を通して、家庭・地域との連携を深め、善悪の判断や不正を見逃さない態度、悩みや不安を乗り越えられる意志を育てるとともに、基本的な生活習慣を定着させる。
- 道徳教育を充実して、生命尊重の精神や思いやりの心を養い、「いじめを許さない」「いじめを許さない」正しい判断力と行動力を身に付けさせる。

## 学校の取組

### ○ いじめを生まない土壌づくり【未然防止】

- ・学級経営の充実。
- ・道徳教育の充実。
- ・体験教育の充実。
- ・児童会活動の充実。
- ・人権同和教育の充実。
- ・情報モラルの研修。

### ○ 児童の変化を敏感に察知【早期発見】

- ・日々の観察。
- ・日記や生活ノート。
- ・教育相談週間。
- ・いじめアンケート・学校楽しいーとの実施(毎月、いずれかの方法で実態把握し、聞き取りを行う。)
- ・いじめ問題に対する取組状況調査(10・3月報告)

### ○ 問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応【早期対応】

- ・正確な実態把握。
- ・校長を中心とした組織的対応。
- ・児童への指導。
- ・保護者との連携。
- ・継続的な指導・経過観察。

## 関係機関との連携

- 市教育委員会との連携
- 学校評議員会との連携
- 学校医との相談の充実
- 警察・児童相談所等との連携
- SC, SSWとの連携

## 道徳

- 道徳的判断力を高め、道徳的実践力の育成を通じて、「いじめ防止」や「いじめのない学校作り」への意識を高める。
- 「いじめ防止」に向けた内容を計画的に行う。
- 地域の方などのゲストティーチャーの活用を図る。
- 心の教育の日(11/1)道徳授業公開

## 特別活動

### 【学級活動】

- 各活動において、「いじめ防止」に対する児童の自発的、自律的活動を促し、全校児童の「いじめ防止」への意識喚起と態度を育成する。

### 【児童会活動】

- 計画的に「いじめ防止」の取組を行い、「いじめの早期発見と解決」や「互いを思いやる健全な生活態度の育成」に努める。

### 【学校行事】

- 学校・学年・学級の一員としての自覚を高め、それぞれの役割を果たさせ、特に協調性、連帯感、思いやりの心等を育てる活動を充実する。

## 各教科領域

- 各教科の目標を達成する中で、児童一人一人を尊重した「分かる授業」を実践する。
- 一人一人が大事にされる教育を推進し、「いじめ防止」につながる教材の工夫を行い、教師と児童、児童相互の人間関係が深まるような学習指導を展開する。
- 見学、実験、観察などの体験学習やグループ学習、共同制作など、学習形態の工夫を通して、互いに学びあい、互いを涵養する道徳性を養う。
- 指導内容・方法の改善、充実を図り、児童一人一人の感じ方、考える力の育成に努めるとともに、それらを尊重する態度の育成に努める。
- 相互に協力し合い、励まし合う学習態度の育成に努める。

## いじめの未然防止

- 教員の取組
    - ☆一人ひとりを大切にした学級経営
    - ・自己存在感が味わえる学級づくり
    - ・学級のルールづくり
    - ・子ども理解への努力, 担任としての姿勢・子ども同士の人間関係づくり
  - ☆年間計画に基づいた「心の教育の日」道徳授業公開（全担任）
  - ☆『いじめ対策必携』『不登校対応リーフレット』を活用した研修
  - ☆定期的ないじめアンケートや教育相談の実施
  - ☆学校評価の評価項目への位置づけ（いじめ防止等の取組状況）
  - ☆いじめ防止対策推進法の規程に沿った教員による情報共有
  - ☆道徳教育の充実（「考え、議論する」道徳教育の推進）
  - ☆いじめ「解消」の定義を詳細に規程
  - ☆保護者及び地域への周知及びPTAとの連携（法の理解増進等）
- 児童の取組
    - ☆「本名小のきまり」, 「生徒指導に関する共通指導事項」, 「いじめ防止啓発強調期間（ニコニコ月間）」を基にした規則正しい学校生活
    - ・自宅学習の習慣, テスト等のやり直しの徹底
  - ☆心身ともに健康な体づくり
    - ・朝のボランティア活動や朝の体力づくりで一日のスタート
    - ・読書活動の推進
- 保護者の取組
    - ☆PTA総会や学級PTAで情報交換や意見交換
    - ☆家庭教育学級でいじめに関する研修
    - ☆日常的な観察
    - ☆子供会や地域の行事への積極的参加
- 地域の取組
    - ☆携帯電話やインターネット, ゲームの利用ルールづくり
    - ☆子供会における体験活動の推進
    - ☆人権意識を持った声掛け

- 生徒指導体制（基本）
  - ・心の教育推進委員会
  - ・連絡会（毎週水曜日）
  - ・職員会議後の時間
- 相談体制
  - ・SCの活用
  - ・SSWの活用
  - ・相談窓口の設置（担任, 養護教諭）
- 職員研修の重点
  - 『いじめ対策必携』『不登・校対応リーフレット』の積極的活用
  - ・いじめアンケートの確実な実施と児童への返信, 保護者への連絡
  - ・道徳授業の公開（心の教育の日）
  - ・いじめ問題を考える週間の充実（各学期はじめ）
  - ・基本方針の見直し（教育課程編成）
- 早期発見時の体制
  - ・情報提供を受け「いじめ防止対策委員会」で調査し対応する。
- 重大事態への対応
  - ・「いじめ防止対策委員会」に第三者を加え, 関係機関との連携を図り対応する。

## いじめの早期発見

- 教員の取組
    - ・いじめアンケート, 定期的な教育相談, 学校楽しいーと, 他児童・保護者からの情報提供等で前兆を発見対応
    - 連絡会又は対策委員会を招集→情報の共有・調査方法の確認等対応策を検討→対策を実行（聞き取り・教育相談・事実確認等）→日々確実に事後報告と記録を委員会ですとめる。
- 事実確認事項

①誰がだれをいじているのか ②いつ, どこで起こったか。

③どんな内容のいじめか。どんな被害にあったのか。④いじめのきっかけは何か。⑤いつから始まったのか。等。
- 児童の取組
    - ・悩みがあれば我慢せずに担任や養護教諭に相談（相談しやすい相手であれば誰でも応じる）
    - ・悩んでいる友だちがいれば, 話を聞くとともに, 一緒に担任や養護教諭のところに行って相談できるように促す。
  - 保護者の取組
    - ・日常的な観察（細かな変化を見逃さない）気になったことは, すぐに担任・学校へ知らせる。
  - 地域の取組
    - ・登下校時や休日の児童の様子について, 学校へ情報提供

## いじめに対する措置

○教員の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会を立ち上げ, 対応を判断する。</li> </ul>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">いじめられた児童に対して</td> <td style="padding: 5px;">いじめた児童に対して</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認とともに, まず辛い思いに共感し, 心の安定を図る。</li> <li>・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。</li> <li>・必ず解決できる希望が持てることを伝える。</li> <li>・自尊感情を高めるような働きかけや言葉かけをする。</li> </ul> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた気持ちや状況について十分聞き, 背景にも目を向けて指導する。</li> <li>・心理的な孤立感, 疎外感を与えないようにするなど一定の教育配慮の基, 毅然とした態度で指導し, いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。</li> </ul> </td> </tr> </table>	いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認とともに, まず辛い思いに共感し, 心の安定を図る。</li> <li>・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。</li> <li>・必ず解決できる希望が持てることを伝える。</li> <li>・自尊感情を高めるような働きかけや言葉かけをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた気持ちや状況について十分聞き, 背景にも目を向けて指導する。</li> <li>・心理的な孤立感, 疎外感を与えないようにするなど一定の教育配慮の基, 毅然とした態度で指導し, いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">いじめられた児童の保護者に対して</td> <td style="padding: 5px;">いじめた児童の保護者に対して</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし, 事実関係を直接伝える。</li> <li>・学校の指導方針を伝達し, 今後の対応について協議する。</li> <li>・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。</li> <li>・継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。</li> <li>・家庭での児童の変化に注意してもらい, 些細な事でも相談してほしいことを伝える。</li> </ul> </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な事実関係を説明し, いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え, よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。</li> <li>・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し, 事の重大さを認識させ, 家庭での指導を依頼する。</li> <li>・児童の変容を図るために, 今後の関わり方などを一緒に考え, 具体的な助言をする。</li> </ul> </td> </tr> </table>	いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし, 事実関係を直接伝える。</li> <li>・学校の指導方針を伝達し, 今後の対応について協議する。</li> <li>・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。</li> <li>・継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。</li> <li>・家庭での児童の変化に注意してもらい, 些細な事でも相談してほしいことを伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な事実関係を説明し, いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え, よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。</li> <li>・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し, 事の重大さを認識させ, 家庭での指導を依頼する。</li> <li>・児童の変容を図るために, 今後の関わり方などを一緒に考え, 具体的な助言をする。</li> </ul>
いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認とともに, まず辛い思いに共感し, 心の安定を図る。</li> <li>・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。</li> <li>・必ず解決できる希望が持てることを伝える。</li> <li>・自尊感情を高めるような働きかけや言葉かけをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた気持ちや状況について十分聞き, 背景にも目を向けて指導する。</li> <li>・心理的な孤立感, 疎外感を与えないようにするなど一定の教育配慮の基, 毅然とした態度で指導し, いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。</li> </ul>								
いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし, 事実関係を直接伝える。</li> <li>・学校の指導方針を伝達し, 今後の対応について協議する。</li> <li>・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。</li> <li>・継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。</li> <li>・家庭での児童の変化に注意してもらい, 些細な事でも相談してほしいことを伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な事実関係を説明し, いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え, よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。</li> <li>・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し, 事の重大さを認識させ, 家庭での指導を依頼する。</li> <li>・児童の変容を図るために, 今後の関わり方などを一緒に考え, 具体的な助言をする。</li> </ul>								



【重大事態の発生時】

- ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企画した等）
- ②年間30日以上期間を欠席することを余儀なくされている疑い

◎ 学校を調査主体とした場合

1 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止対策委員会を立ち上げ、情報（事実）収集・記録・共有及び事実確認を行った後、早急に報告する。（学校長→市教育委員会→市長）

2 いじめを受けた児童と保護者に情報を適切に提示

- ・適時、適切な方法で経過報告する。
- ・個人情報に十分配慮する。（※個人情報を盾に説明を怠ってはいけない。）
- ・アンケートを実施する際には、その旨調査対象児童・保護者に必ず説明しておく。

◎ 市教育委員会が調査主体となる場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。

- ・学校長の判断により、出席停止や転学等の措置を検討する。
- ・場合によっては、PTAや校区にも協力を依頼する。
- ・いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。

○ 児童の取組

- ・当事者だけの問題ではないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
- ・いじめは絶対に許されないという思いを繰り返し確認する。
- ・よりよい学級づくりに向けて、一人ひとりが真剣に考える。
- ・なんでも話し合えるような雰囲気づくりをする。
- ・友だちの変化をすぐ担任に相談（情報提供）することは、よい行動であると認識する。
- ・マスコミなどいじめに関する報道がされた際は、学級のみinnで話し合う機会をもつ。

○ 保護者の取組

- ・学校の取組に協力する。（いじめた側・いじめられた側）
- ・学校へ情報提供する。